

重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討結果について

1 令和6年4月以降の経過

(1) 「重層的支援体制整備事業あり方検討部会」における検討

○会議の実施経過

第1回：令和6年4月30日

第2回：令和6年9月10日

○メンバー

相談支援事業又はまちづくり支援を主管する以下の課長で構成

【市民局】雇用女性活躍推進課長、男女共同参画課長、地域連携担当課長

【福祉局】地域福祉課長（部会長）、福祉活動支援担当課長（副部会長）、

相談支援担当課長、生活困窮者支援担当課長、障がい福祉課長、

障がい支援課長、高齢福祉課長、地域包括ケア推進課長、介護保険課長

【健康局】健康施策課長、こころの健康センター精神保健医療担当課長

【こども青少年局】企画課長、管理課長

* 重層事業交付金を所管する関係課の係長級で構成する作業チーム会議を実施。

・ 6月5日 令和6年度第1回チーム会議

・ 9月4日 令和6年度第2回チーム会議

○検討内容等

- ・ 重層的支援体制整備事業に関する既存事業等の関係整理および連携手法の検討を通して、本市の重層的支援体制整備事業イメージ図（案）の作成
- ・ 重層的支援体制整備事業交付金へと移行した際の財政シミュレーション
- ・ 同交付金に移行した際に発生する新たな事務とそのスケジュールの確認
- ・ 令和7年度予算要求に向けた各事業予算の調整
- ・ 事業実施にむけた既存事業の課題整理（各課事業の要綱・要領の内容の検討）

○検討結果

- ・ 重層的支援体制整備事業の実施には、国が示す事業の枠組み（重層的支援体制整備事業要綱等）に即した事業実施が必要となるが、本市の行う一部の事業において、国の示す枠組みに当てはまらないことが判明したため、国からの財政支援等の対象である令和7年度からの重層的支援体制整備事業の実施は見送る。
- ・ 本市の包括的な支援体制の充実に向け、引き続き重層的支援体制整備事業の考え方を踏まえて各事業を継続して実施
- ・ 国に対しては、重層的支援体制整備事業実施自治体に限定されている財政的支援等について、同様の理念を持って包括的支援体制の整備に取り組んでいる自治体へも拡大するよう要望する。

2 今後の予定

(1) 「包括的支援体制の充実に向けた検討部会」の設置について

本市においては、令和7年度からの重層的支援体制整備事業の実施を見送ることとするが、地域共生社会の実現に向け、市町村が努めることとされている包括的な支援体制の更なる充実を目指し、「重層的支援体制整備事業のあり方検討部会」を「包括的支援体制の充実に向けた検討部会」に名称を改め、本市における包括的な支援体制の充実に向けた連携手法等について、引き続き検討・協議をしていく。

【参考】地域福祉連絡会議の枠組みにおける検討の相関関係

